

2019年7月22日

神野部会長殿御机下

臼杵政治

申し訳ありませんが、7/24の部会は所用にて欠席いたします。つきましては、主に事務局提出の資料2についての所感をお送りします。ご査収ください。

1. **DB**のガバナンスなど制度運営のルールの整備や受託者責任の徹底は適切な施策であろう。ただし、規制強化になる側面を持つので、制度の普及にマイナスにならないように、目的の達成に必要なかつ効果的なものに絞るべきであろう(その意味で**OECD**のガイドラインに全て準じる必要はないと思われる)。ルールの目的は、**DB**では受給権の保護(確実な給付)であり、**DC**では加入者の選択権が合理的に行使されること、であり、その達成に実際に役立つかがメルクマールとなる。
2. **DB**についていえば、単連型の多くは退職金規程(就業規則)の一部をなすことから、事業主が当事者意識を持っている上、企業会計上も積立状況を意識せざるを得ない。他方、総合型では往々にして事業主や参加者の当事者意識が高くないことから、**AUP**の導入は有効であろう。(当事者意識を持って貰うためには)、積立状況(積立基準を満たしているかどうか)や特定の政策的資産構成を取った結果としての将来の積立水準の見通し(平均値及びリスクシナリオでの積立水準)などをわかりやすく事業主・参加者に知らせるような工夫も必要ではないか。
3. **DC**の継続教育が重要であることは言うまでもないが、手間と効率のバランスが必要ではないか。例えば、半年後にテストをするなどして、どのような方法・内容の教育が有効かをチェックする試みも必要ではないか。また米国の金融リテラシーの研究では、情報提供の効果が12ヶ月で半減、24ヶ月で1/4になるとする。したがって、継続教育で同じ内容を繰り返しても構わないと思う。また、金融・投資に関する基本知識については、企業年金連合会や運営管理協議会などがウェブ・コンテンツを提供してそれを視聴することを加入者教育の一部にしてはどうか。
4. リスクと期待収益率に正の相関があること、すなわちリスクプレミアムが存在することについて、経済学的な理由を含めて説明・理解してもらうように工夫するべきではないか。
5. 積立**NISA**や英国の**NEST**を参考にすると、運用商品はパッシブを核として、アクティブファンドは超過リターンをあげる相当な確信がある場合にだけ導入するのが、「加入者の利益の忠実」な商品選択と言ってよいのではないか。少なくとも新規の制度についてはそのような方針を立てれば自ずと商品数が減り、加入者の選択もしやすくなるはずだ。

(以上)